保険料のご負担を抑えるために以下のポイントがあります。

ポイント1 「長期契約（長期年払・長期分割払）」をおすすめします！

「タフ・住まいの保険」は「長期契約（長期年払・長期分割払）」にするとこんなメリットがあります！

保険期間（ご契約期間）を3年～5年（長期年払・長期分割払）にした場合

約10%お安くなります※1※2

※1 長期年払は、保険期間1年の一時払、長期分割払は、保険期間1年の一般分割払（口座振替）と比べた場合（弊社比）の割引率です。
※2 地震保険の保険料には適用されません。
（注）お支払いする保険金の支払基準を「時価」としたご契約は長期年払・長期分割払とすることはできません。

ポイント2 風災・雹（ひょう）災・雪災、水災の補償に自己負担額（「3万円」または「5万円」）を設定することで保険料を抑えることが可能です！

自己負担額 3万円	自己負担額 5万円	いずれかを設定することで保険料を抑えることが可能です!

（注）その他、ご契約内容を見直すことによってご負担を軽減できる場合があります。詳しくは、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。

ECO あいおいニッセイ同和損保は、お客さまと共に環境に配慮した活動と環境保全に全社を挙げて取り組んでいます。

Web約款のご利用をおすすめしています。

あいおいニッセイ同和損保では、弊社ホームページ上で見られる「Web約款」を積極的にお客さまにご提案させていただいております。「Web約款」をご選択いただいた場合は保険証券と共に送付する「約款冊子」および「サービスガイド」を省略させていただきます。「Web約款」のご利用は、紙の使用の節減等、環境負荷の低減に寄与するものとなりますので、ぜひご利用ください。

（注1）保険期間5年以下のご契約のみご選択いただけます。
（注2）「Web約款」のご利用には、Flash Player 8.0以上およびPDF表示ソフトがインストールされているパソコンを使用してインターネットを閲覧できる環境が必要となります。
（注3）「Web約款」のご利用には、ご契約者専用Webサービス「マイページ」の利用規約に同意いただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。

（メモ）

●このご案内は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・住まいの保険パンフレット」および「重要事項説明書 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、代理店・扱者または弊社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。
●「タフ・住まいの保険」は「家庭総合保険」のペットネームです。
●契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがいまして、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101（大代表）
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

● ご相談・お申込先

（101001） AB10B011034 （21-095）

あいおいニッセイ同和損保
MS&AD INSURANCE GROUP

タフ TOUGH 住まいの保険

平成22年10月以降保険始期用

平成21年12月31日以前始期の「家庭総合保険」をご契約いただいているお客さまへ

『家庭総合保険』から『タフ・住まいの保険』への改定内容のご案内

平素よりあいおいニッセイ同和損保の火災保険をお引立て賜り、まことにありがとうございます。

さて、このたび、あいおいニッセイ同和損保の「タフ・住まいの保険」では、これまで以上にお客さまにとって「わかりやすい商品」を提供できるよう、従来の「家庭総合保険」から商品の改定を行いました。

特に今回の改定では、保険料の決定要素である「建物の構造級別」「割増引制度」「補償内容」「セットする特約」などの見直しを行ったことから、お客さまがご負担される保険料のアップ・ダウンが発生する場合がございます。

お客さまにとってより「わかりやすい商品」のご案内を目指した改定となりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

「家庭総合保険」から「タフ・住まいの保険」への変更点

- **変更1** 建物の構造級別の判定方法を簡素化
- **変更2** 割増引制度を簡素化
- **変更3** 風災、水災の補償内容を見直し
- **変更4** 特約ラインナップを見直し

「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」は、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社が平成22年10月1日に合併し、誕生した会社です。

大きく4つの変更ポイントがあります。この機会にぜひ、ご契約内容の見直しをおすすめします。

変更1　構造級別が3区分に変わりました。　簡素化

これまでの火災保険では、建物の柱や外壁などの材質・仕様に関する用語が専門的であるため、お客さまご自身で構造級別を確認していただくことが困難なケースがありました。これを受けて、「タフ・住まいの保険」では、「構造級別」を3区分に変更し、柱および法令上の耐火性能により判定できるように簡素化しています。
なお、実際の構造級別の判定については、「タフ・住まいの保険パンフレット」でご確認ください。

改定前

柱・外壁・屋根などの**主要構造部の材質**により構造級別を判定

住宅物件（専用住宅 共同住宅の場合）　5区分
- M構造※
- A構造
- B構造
- C構造
- D構造

※改定前の「家庭総合保険」独自の構造級別であり、改定後の「M構造」とは異なります。

→

改定後

柱および**法令上の耐火性能**により構造級別を判定

住宅物件（専用住宅 共同住宅の場合）　3区分
- M構造
- T構造
- H構造

1	**分譲マンションにお住まいの方** 改定前「M構造」 ▶ 改定後「M構造」となる場合	↘ 保険料ダウン	☐ 該当します
2	**コンクリート造の戸建住宅にお住まいの方** 改定前「A構造」 ▶ 改定後「T構造」となる場合	↗ 保険料アップ	☐ 該当します
3	**鉄骨造の戸建住宅にお住まいの方** 改定前「B構造」 ▶ 改定後「T構造」となる場合	↘ 保険料ダウン	☐ 該当します
4	**木造の戸建住宅にお住まいの方** 改定前「C・D構造」 ▶ 改定後「H構造」となる場合	↗ 保険料アップ	☐ 該当します

（注1）継続前契約の構造級別が「B構造」の建物が、継続後契約で「H構造」となる場合には、保険料のご負担を軽減するための「経過措置」が適用される場合があります。詳細はご契約の代理店・扱者または弊社までお問合わせください。
（注2）保険料のアップ・ダウンのイメージは、改定前後において同様の補償内容を前提としています。

変更2　割増引制度を簡素化しました。　簡素化

割増引の適用に際して、確認書類をご用意いただく必要があるなど、お客さまにご負担をおかけしておりました各種割増引制度を見直すことにより、わかりやすい商品に改定しています。

廃止される割引	省令準耐火割引※	☐ 該当します
	耐火性能割引	☐ 該当します
	オール電化住宅割引	☐ 該当します
	住宅用防災機器割引	☐ 該当します
	高機能コンロ割引	☐ 該当します
	耐風性能割引（建物のみ）	☐ 該当します
	自動車契約者割引	☐ 該当します
廃止される割増	共同住宅割増	☐ 該当します

※省令準耐火建物は、改定後「T構造」となります。なお、住宅金融支援機構の「まちづくり省令準耐火建物」は該当しませんので、ご注意ください。

変更3　風災、水災の補償内容を見直しました。

風災・雹（ひょう）災・雪災による補償内容について　補償拡充

これまでは、ワイドプランでお支払いする保険金の支払基準が「新価」の場合のみ「損害の額にかかわらず補償」タイプをお選びいただくことが可能でしたが、お客さまの声にお応えし、改定後はすべての補償プランで「損害の額にかかわらず補償」タイプをお選びいただけるよう改定を行いました。この機会にぜひ、ご契約内容の見直しをご検討ください。

補償プラン
- ワイドプラン（新価／時価）
- ベーシックプラン
- エコノミープラン

改定前
- 「損害の額にかかわらず補償」タイプ　または　「損害の額が20万円以上の場合に補償」タイプ
- 「損害の額が20万円以上の場合に補償」タイプ

→

改定後
- おすすめ　「損害の額にかかわらず補償」タイプ
- または
- 「損害の額が20万円以上の場合に補償」タイプ

水災による補償内容について　補償拡充　簡素化

これまでは、損害の程度に応じてお支払いする保険金が異なりましたが、お客さまの声にお応えし、集中豪雨などの大規模水害が発生した場合でもより手厚い補償を受けられるよう、実際の損害の額をお支払いする方式に変更いたしました。

補償プラン
- ワイドプラン（新価／時価）
- ベーシックプラン

改定前
- 水災実損100型
- 水災100型
- 水災70型

→

改定後
- 実損払（「水災実損100型」と同じ補償内容です）

実損払	実際の損害の額を補償
水災実損100型	実際の損害の額を補償 （ワイドプランでお支払いする保険金の支払基準が「新価」の場合のみ選択可能）
水災100型	最大で損害の額の100%を補償
水災70型	最大で損害の額の70%を補償

ワイドプラン（水災100型）または ベーシックプラン（水災70型）でご契約の方	↗ 保険料アップ	☐ 該当します

変更4　特約ラインナップを見直しました。

「傷害補償特約」を廃止　簡素化

わかりやすさの観点から、「傷害補償特約」を廃止しました。補償のご継続にあたっては、よりお客さまのニーズに対応できる「タフ・ケガの保険」でのご継続をご検討ください。

「敷地内構築物修復費用補償特約」を新設　補償拡充

これまで建物のご契約のみでは補償されなかった建物敷地内にある被保険者（補償の対象となる方）が所有するチェーンポール、チェーンゲート、車止め、バリカーなどの他、タンク、外灯などの屋外設備・装置などに発生した事故による損害の修復費用を補償できる特約を新設しました。